

始良市子ども・子育て会議 会議録（要点筆記）

会 議 名	令和6年度第4回始良市子ども・子育て会議		
日 時	令和6年12月18日（水）午後6時30分から午後7時23分まで		
会 場	始良市役所 本庁舎 3階 大会議室		
出 席 者	委 員	有村 玲香会長（議長）、山野 ちなみ委員、秋宗 郁子委員、藤田 麻美委員、西 耕治委員、杉尾 育代委員、大川 宏委員、矢野 芳秀委員、駒倉 國治委員、堀 ひろ子委員、田畑 佳菜委員、正留 麻美委員、西 みさき委員 計13名	
	事 務 局	福祉部長、子どもみらい課長、子どもみらい課長補佐兼子ども給付係長、子ども福祉政策係長、保育係長、母子健康支援係長、子どもみらい課 各係職員7名 計13名	
	計画策定支援委託業者	株式会社くまもと健康支援研究所 2名	
欠 席 者	伊東 安男委員、長尾 貴史委員 計2名		
開 催 形 態	公開	傍 聴 人 数	0人
会 次 第	<p>【第4回始良市子ども・子育て会議】</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>【報告】</p> <p>(1) 令和6年度子ども・子育て計画支援事業計画策定に係るアンケート（小学生・中高生・若者向けアンケート）調査結果について</p> <p>【審議】</p> <p>(1) 第3期始良市子ども・子育て支援事業計画（素案）について（量の見込み・確保方策等）</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>		
資 料	<p>資料1 令和6年度子ども・子育て計画支援事業計画策定に係るアンケート（小学生・中高生・若者向けアンケート）調査結果について</p> <p>資料2 第3期始良市子ども・子育て支援事業計画（素案）</p> <p>始良市子ども子育て会議 委員名簿</p> <p>始良市子ども・子育て会議条例、始良市子ども・子育て会議 運営指針</p>		

【子ども・子育て会議要旨】

1 開会

○事務局 始良市子ども・子育て会議条例第6条第2項に基づき、会議の成立要件を確認。委員15名中13名が出席であるため、本会議が成立することを報告。傍聴人なし。

2 会長あいさつ

3 議事

○有村会長 山野委員を会議録署名委員に指名。

【報告】

(1) 令和6年度子ども・子育て計画支援事業計画策定に係るアンケート（小学生・中高生・若者向けアンケート）調査結果について

事務局から資料1に基づき報告

(質疑・意見)

○大川委員 若者を対象としたアンケートは電子フォームによる回答だが、対象者に対してどのように周知し、回答を求めたのか。

○事務局 市ホームページおよび公式LINE、各市内の公共施設にチラシを掲示し、周知を図った。

○矢野委員 若者(19歳～39歳)を対象としたアンケートの回答数451人というのは、始良市全体の何%か。

○事務局 始良市の19歳から39歳の人数(4月1日時点)は15,458人であるため、約3.1%。

○有村会長 自由記述の表記自体が抜粋となっているが、すべてが表記されているわけではないということか。

○事務局 お見込みのとおり。

○有村会長 会議資料として抜粋されていると見受けるが、結果を公開する際にはさらに抜粋されると理解してよろしいか。

○事務局 自由記述の内容が、問いに対する意見等として適正であるか今一度精査を行ったうえで、公開する予定である。

○山野委員 対象者の母数、また母数に対する回答率は記載があるのか。

○事務局 記載はしていない。

○山野委員 記載していない意図はあるか。今回のような調査では回答者が対象者全体のどれくらいだったのかを記載した方がよいように思うのだが。

○事務局 記載をしていない意図は特になかった。記載については事務局で検討する。

⇒ (以上、委員より 他に異議・意見なし)

【審議】

(2) 第3期始良市子ども・子育て支援事業計画(素案)について(量の見込み・確保方策等)

事務局から資料2に基づき説明

(質疑・意見)

○大川委員 策定支援業者に確認したい。若者向けのアンケートの回答率は約3%とのことだったが、得られた回答についてはどれくらい信頼性があるのか。例えば全体の8割ほど回答が得られた場合、今回の回答結果と同じような傾向が得られるのか。

○計画策定支援業者

今回の調査の母数が、若者全体の人数といえるかは周知方法にもよるところで、方法によっては全体が母数にならないという考え方もあると思われる。母数に対して回答数、回答に信憑性があるかというところは事務局と検討させていただきたい部分ではある。小・中高生についても同様。

○堀委員 こども誰でも通園制度について、保護者との契約や人員の配置基準はどうなるのか。また、企業等が参入できるのか。利用に関して国や自治体の責任のあり方はどのようになるのか。

○事務局 こども誰でも通園制度について、本市では令和8年度からの実施を検討している。詳細については事務局としても把握しきれていない部分がある。運用方法についてはシステムが導入される予定。まず保護者が児童の情報を登録、施設側は空き状況等を登録し、マッチングを図る。請求行為については施設側から市に対して行う。

人員配置については一時預かり事業と同様の配置基準だが、現状まだ検討が進められている。また、企業等の参入は可能。責任のあり方については、現状事務局としても把握しきれていない部分であるため、お答えできない。

○堀委員 こども誰でも通園制度はこども基本法にあるこどもの権利にのっとった政策と理解してよいのか。市としてはどのように理解しているか。

○事務局 こども誰でも通園制度に似た事業として一時預かり事業がある。この事業は保護者が急な用事等により一時的に保育ができない状況となった時に利用できる事業である。こども誰でも通園制度というのは子どもの視点に立った制度であり、集団生活を通しての

成長促進、保育職員等が子どもと接することにより、保護者とでは気づけなかった新たな気づきを得ていくといった意義があると理解している。

⇒ (以上、委員より 他に異議・意見なし)

採決 委員拍手多数により、現時点の素案について承認。

4 その他

⇒ (委員より 他に異議・意見なし)

○事務局 計画の策定にあたり、パブリックコメントを行う予定。素案の誤字・脱字等を修正のうえ、次回子ども・子育て会議にて今一度お目通しいただく予定。次回子ども・子育て会議は1月下旬を予定。

5. 閉会